

入院準備・手続

入院中

会計・退院

各種ご案内

入院のご案内

Hospitalization
Information



入院準備・手続

- 手続き時に必要なもの 3
- 入院時に必要なもの 4

入院中

- 入院生活について 5
- 病院設備 5
- 周辺施設等 5
- 個室・差額ベッド料金 6
- 入院にあたってのお願い 7
- 電子機器の使用についてのお願い 7
- 入院中の転倒・転落防止へのお願い 8
- 急性期病棟へ入院する方へのお願い 9
- 面会・付き添いについて 9
- 身体的拘束最小化への取り組みについて 9

入院のご案内 もくじ

目録 会計・退院

- 会計について 10
- 入院中の会計について 10
- 保険証提示について 10
- 退院について 11
- 退院が決まったら 11
- 精算が済んだら 11
- 診断書・証明書が必要なときは 11

各種ご案内

- 重要なお願い 12
- ご相談や困ったときは 13
- 個人情報について 13
- 基本理念・患者の権利憲章 14
- 病院概要 15

入院準備・手続

入院準備・手続

入院受付(S棟1階)で手続きをしてください。

手続き時に必要なもの

- 診察券
- マイナンバーカード* または 保険情報がわかる証明書
(公費負担医療制度の認定証をお持ちの方は併せてご提示ください)

医療費の自己負担限度額は以下の通りとなります。

(マイナンバーカードでの認証、保険情報からのオンライン確認で登録可能)

70歳以上の方

	食事	負担額(単位:円)	多数該当(単位:円)
現役並みⅢ(3割負担) (標準報酬月額83万円以上)	510円	252,600 + (総医療費 - 842,000) x 1%	141,000
現役並みⅡ(3割負担) (標準報酬月額53万~79万円)	510円	167,400 + (総医療費 - 558,000) x 1%	93,000
現役並みⅠ(3割負担) (標準報酬月額28万~50万円)	510円	80,100 + (総医療費 - 267,000) x 1%	44,400
一般所得者 (1割負担・2割負担)	510円	57,600	44,400
住民税(低所得Ⅱ) 非課税(低所得Ⅱ長期入院)	240円 190円	24,600	—
住民税(低所得Ⅰ) 非課税	110円	15,000	—

70歳未満の方

	食事	負担額(単位:円)	多数該当(単位:円)
区分ア (年収約1160万円以上)	510円	252,600 + (総医療費 - 842,000) x 1%	141,000
区分イ (年収約770万~1160万円)	510円	167,400 + (総医療費 - 558,000) x 1%	93,000
区分ウ (年収約370万~770万円)	510円	80,100 + (総医療費 - 267,000) x 1%	44,400
区分工 (年収約370万円以下)	510円	57,600	44,400
区分オ (住民税非課税)	240円	35,400	24,600

※難病指定患者・小児慢性特定疾患患者は食事1食につき300円

- 医療福祉費支給制度(マル福医療)は、小児、ひとり親家庭、重度心身障害者、妊産婦等に該当する方の保険医療に係る医療費の一部を助成する制度です。
- 労働災害や交通事故のため健康保険を使用されない方、その他公費負担医療制度の適用を受けられる方は入院受付にお申し出ください。
- 健康保険情報に変更や資格喪失があった場合、速やかに入院受付にお申し出下さい。

次ページへ続く⇒

入院中

入院生活について

- 食事は朝食 8:00、昼食12:00、夕食 18:00 です。
- 消灯時間は 21:00 です。

病院設備

- コインランドリー(洗剤はご持参ください) S棟3・4・5階
- テレビカード自販機 各病棟デイルーム / S棟1階
- 未使用分テレビカード精算機 S棟1階
- 新聞自販機 S棟1階
- マスク自販機 S棟1階 / 1号棟1階



周辺施設等

	場 所	営業時間
売 店	筑波記念病院 S 棟 1 階	月～土 7:00～18:00 日・祝 9:00～18:00
コンビニ ファミリーマート筑波記念病院前店	筑波記念病院前、西大通り沿い	24 時間
レストランほうしゅん	筑波記念病院前、西大通り沿い	平 日 9:00～18:30(L.O.) 土日祝 10:00～17:30(L.O.)
A T M	筑波記念病院 S 棟 1 階売店前	24 時間 ※利用サービスにより異なります。
	筑波記念病院救急入り口前 (常陽銀行)	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 ※利用サービスにより異なります。

- ※ 感染症対策や点検等により、営業日時の変更やサービスの提供中止をする場合があります。
※ 当会運営の施設ではないため、詳細なお問い合わせにはお答えできない場合があります。

- 退院証明書 (お持ちの方)
他医療機関発行の退院証明書をお持ちの方は、入院受付にお出してください。
- 紹介状 (お持ちの方)
- 入院申込書 (連帯保証人として、同居家族以外で独立して生計を営み支払い能力のある方 1 名)
- 入院保証金 (現金のみ ※ 預り証を発行します)

一般の方	5 万円
※ 保証人無しの場合	10 万円
交通事故・第三者行為で入院される方	10 万円
個室・特別室、療養棟利用の方	10 万円

※退院の際、入院費を精算していただく時に預り証と引き換えにお返しいたします。
預り証は大切に保管してください。

入院時に必要なもの

- 下着類・パジャマ
- タオル・バスタオル
- ティッシュペーパー
- 洗面用具、洗髪用具 (シャンプー・リンス)
- プラスチック製コップ (ガラス、陶器製は破損のおそれがありますのでご遠慮下さい)
- 上履き (滑りにくく、履きなれたもの。スリッパ、サンダル不可) [8ページ参照 ⇒](#)
- 現在服用中のお薬・おくすり手帳
- 義歯をご使用の方は義歯用のケース



- 持ち物にはすべてお名前の記入をお願いします。
- 紛失等トラブル防止のため、貴重品並びに多額の現金はお持ちにならないでください。
- テレビ、ポット、毛布等の電気器具の持ち込みはご遠慮ください。
- 日用品、紙おむつ等は当院売店でもお取り扱いしています。
- 病気や手術の内容等によって別途ご用意いただく物がございます。

感染予防等のため、アメニティ(着替え、タオル類、紙おむつ等)の貸出サービスをおすすめしております。

お申し込み・ご不明点はお気軽に病棟看護師にお問い合わせください。

個室・差額ベッド料金（税込）

個室等に入室を希望される場合は、入院予約時にお申し出ください。

※ 無差額の部屋もございます（S棟5階を除く）。

※ 診療科によって病棟が決まっていますので、利用状況によってご希望の部屋に入室できない場合があります。あらかじめご了承ください。

一般病棟

特別室	S棟5階東	S557号室	S562号室			33,000円
個室	S棟3階東	S361号室	S362号室	S363号室		16,500円
	S棟3階西	S315号室	S316号室	S317号室		
	S棟4階西	S415号室	S416号室	S417号室		
	S棟5階東	S560号室				14,300円
	S棟5階西	S521号室				
	S棟3階東	S358号室	S360号室			
		S棟4階西	S418号室	S420号室		
2号棟3階	2306号室	2307号室	2308号室	2310号室		
		2311号室	2312号室			
4床室	S棟3階東	S365号室	S366号室	S367号室	S368号室	1,100円
		S370号室				
	S棟3階西	S307号室	S308号室	S310号室	S311号室	
		S312号室	S313号室	S318号室		
	S棟4階西	S407号室	S408号室	S410号室	S411号室	
		S412号室	S413号室			
	S棟5階東	S551号室	S552号室	S553号室	S555号室	
		S556号室	S558号室	S561号室	S563号室	
		S565号室	S566号室	S567号室		
	S棟5階西	S511号室	S512号室	S513号室	S515号室	
S516号室		S517号室	S518号室	S520号室		
		S522号室				

回復期病棟

個室	S棟4階東	S461号室	S462号室	S463号室		14,300円
		S458号室	S460号室			11,000円
4床室	S棟4階東	S451号室	S452号室	S453号室	S455号室	1,100円
		S456号室	S457号室	S465号室	S466号室	
		S467号室	S468号室	S470号室		
個室	2号棟5階	2516号室				4,400円

入院にあたってのお願い

- 当院では入院中、患者さんに安心して治療を受けていただくために、リストバンドの装着をお願いしています。また、患者さん誤認を防ぐためにお名前を確認しますので、フルネームでお答えいただくようご協力下さい。
- 他の患者さんの療養環境を保てるよう、ご配慮をお願いいたします。
- 他病室への訪問は感染・トラブル防止のため、ご遠慮ください。
- 病院で出される薬以外の服用の希望がある場合は必ず担当医師にご相談ください。
- 病気の状態により、治療食をご用意いたしますので、食べ物、飲み物を持込にならないようお願いいたします。
- 入院中の運動、入浴、外出、外泊などは、すべて担当医師や看護師にご相談ください。（外出、外泊については、所定の申請書を提出してください。）
- 患者さんご本人や他の患者さんの病状等により、昼夜を問わず集中治療室を含む病室・ベッドの移動をお願いすることがございます。その際はお荷物の片付け・移動もさせていただきます。
- 病院敷地内は禁煙・禁酒です。
- 外からの電話の取り次ぎは、個室のみとなります。個室以外は伝言をお受けいたします。また、公衆電話はS棟1・3・4・5階（デイルーム）、1号棟1階、2号棟1・3階にございます。
- 地震、火災などの非常事態が生じたときは医師や看護師、職員の誘導に従ってください。入院時にはあらかじめ非常口の位置をご確認ください。避難の際はお互いに助け合い、先を争うことなく落ち着いて行動してください。エレベーターは、停電などにより停止してしまう恐れがありますので利用しないでください。
- 医師や看護師、職員への心づけは固くお断りいたします。
- 入院中、病院敷地内に自家用車を長期間駐車する場合は手続きがございます。病棟の看護師へお申し出ください。なお駐車場内の事故・盗難等の損害トラブルについて当院では補償できません。ご了承ください。

電子機器の使用についてのお願い

- 電子機器（携帯電話、PC、タブレット、携帯ゲーム機等）の使用時間は7:00～21:00です。それ以外の時間には使用をお控えください。
- 病院敷地内では必ずマナーモードにしてください。使用禁止場所では電源を切ってください。
- 使用可能指定場所であっても医療機器から1mの距離が確保できない場合は使用禁止とさせていただきます。（電源を切ってください）
- 通話は談話室、エレベーターホール前、玄関口付近でお願いします。病室、診察室及び待合いロビーでの通話は禁止とさせていただきます。他の方に迷惑がかからないようご配慮ください。
- 医療用の赤いコンセントでは充電しないでください。
- 院内にてFree Wi-Fi（無料の無線インターネット接続サービス）の使用が可能です。接続には院内でご案内しているパスワードでのログインが必要です。一部エリアで繋がりにくい場合や技術的な問題によりご使用できないことがあります。端末の貸し出しや電源の提供はございません。

入院中の転倒・転落防止へのお願い

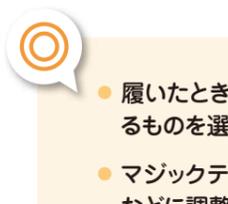
入院生活は、ご家庭と違う環境に戸惑うことも多くあり、また思っている以上に筋力の低下や体力の低下が生じ、思わぬ転倒・転落事故につながる可能性があります。転倒・転落の状況によっては、骨折や意識障害などの深刻な事態を招き、入院生活の延長につながる可能性があります。

年齢に関係なく、次のような場合には特に注意が必要です。

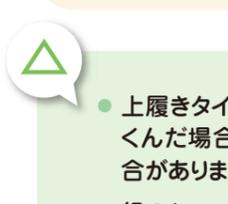
- 貧血症状・下痢・麻痺などによる筋力低下・急な発熱など、症状が変化したとき
- 点滴などのチューブ類が身体に入っているとき
- 遠慮や過信からナースコールを押さず、自分ひとりで動かれたとき
- 睡眠薬や痛み止めを使用したとき
睡眠薬の効果時間は薬の種類によって異なりますが、一般的に服用後30分から1時間は特に注意が必要です。
- スリッパ・サンダルなど滑りやすい履物を履いていたとき

入院中の転倒・転落の可能性を考え、細心の注意を払っておりますが、さらに安全性を高めるために次のことについてご理解とご協力をお願いいたします。

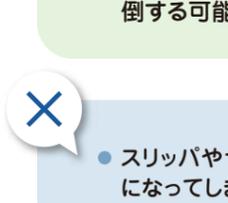
- ナースコールは遠慮せずに押してください
- 履物は、かかとがあり着脱しやすいものをご用意ください



- 履いたときにかかとが潰れず、足がすっぽり入るものを選びましょう。
- マジックテープタイプの物は足がむくんだ時などに調整可能で、着脱しやすいでしょう。



- 上履きタイプは、かかとが潰れやすく、足がむくんだ場合にはバンドのゴムがきつくなる場合があります。
- 紐のシューズは、紐がほどけて引っかかり、転倒する可能性があります。



- スリッパやサンダルは、滑りやすく、すり足歩行になってしまうので、転倒の危険があります。

急性期病棟へ入院する方へのお願い

急性期病棟では、2週間以内での退院または慢性期病院への転院をお願いしています。

昨今、医療技術の進歩により、急性期での長期的入院を必要とするケースが少なくなり医療制度として2週間での退院が推奨されております。

当院は、地域医療支援病院であり、病院機能維持のため急性期治療を終えられた患者様に慢性期病院への転院をお願いすることがあります。

- 急性期** ▶▶ 手術や点滴など、状態にあわせた治療を要する
- 回復期** ▶▶ 急性期治療を終えたあと、以前の生活に戻るためのリハビリテーションを積極的に行い、自宅退院を目指す
- 慢性期** ▶▶ 病状が安定し急性期治療を必要としない状態で、長期的な療養を必要とする

患者様の状況にあわせてご相談させていただくことがありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

面会・付き添いについて

面会について

- 感染症の流行状況により面会制限・禁止とさせていただきますので、面会案内状況についてはお問い合わせください。ご理解・ご協力をお願い致します。

付き添いについて

当院は基準看護を取得しております。原則としてご家族の付き添いは必要ございません。ご希望によってはお付き添いいただくことも可能です。

ファミリーハウスについて

遠方からおいでになるご家族で宿泊が必要な場合、宿泊施設「ファミリーハウス」をご利用いただけます。担当医または病棟師長にご相談のうえ、入院受付（S棟1階）でお申込みください。利用料金は1人1室で1泊あたり2,000円（税込）です。

身体的拘束最小化への取り組みについて

取り組み内容

当院は、患者さんの尊厳を守り、より良い入院生活を送っていただくために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない方針としています。

身体的拘束最小化の取り組みについてご理解頂き、患者さんにとって最適な入院環境となるよう、ご家族と一緒に考えていきたいと思っております。



詳細PDFはこちら

お願い

身体的拘束最小化の取り組みについて、ご相談があれば、いつでもお伺いしますので、医師・看護師などにお声かけください。

目録 会計・退院

会計について

入院費は保険給付と入院時食事療養費(標準負担額)で構成され、当院では包括医療費支払い制度(DPC)方式を採用してそれぞれ健康保険法の定めるところに従って算定いたします。

入院中の会計について

入院中の治療費は、毎月15日までと月末までの月2回に分けて請求いたします。

1日～15日分 同月23日

16日～月末分 翌月8日(請求日が日曜・祝日にあたる場合は翌日)

に請求書を各病室にお届けします。
直接受け取りたい方、振り込み希望の方は入院受付にお申し出ください。
請求書受領後、5日以内に入院会計(S棟1階)にてお支払いください。

会計取扱時間

月～土曜 9:00～16:30

支払い方法

医療費のお支払いには各種カードをお使いいただけます。

※ 保証金は現金払いのみとさせていただきます。

医療費の領収書

所得税や高額療養費などの医療費控除を申告する場合に必要です。

原則、再発行できませんので大切に保管してください。

※ 注意:万が一領収書を紛失され、再発行が必要な場合には、領収証明書を1ヶ月分:550円(税込)にて発行いたします。



保険証提示について

入院中におきましても毎月月初めに保険証を確認させていただきます。
入院窓口にご提示ください。また、患者さんの情報(氏名や住所等)に変更があったときや、保険証の切り替え(転職したとき等 ※被扶養者である場合はその扶養している方の転職等)があったときは速やかに入院窓口にお申し出ください。変更・切替のタイミングによって請求した医療費に変更が生じることがありますのでご了承ください。

退院について

退院については担当医師からお話があります。退院日については病棟看護師にご相談ください。

退院が決まったら

入院会計(S棟1階)で精算をお願い致します。保証金預かり証は、精算時にご返金となりますので必ずお持ち下さい。

退院時の会計は、退院当日にお支払いください。

日曜日・祝日にご退院の場合、退院前日にお支払いをお願いしております。

精算が済んだら

入院会計でお渡しする退院手続支払済証書を、入院されていた病棟のスタッフステーションへ提出してください。引き換えに診察券とお薬を受け取ってから退院となります。
追加の検査、処置や伝票の遅れ、診療報酬制度上の都合により、請求した医療費に変更が生じることがあります。お支払い後に再度精算をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

診断書・証明書が必要なときは

所定用紙をご持参の上、入院中は入院受付(S棟1階)、退院後は外来受付(S棟1階)にて、当院指定の申込用紙にご記入ください。

重要なお願い



入院中に他の医療機関を受診したり、薬の処方を受けることは原則できません

病院へ届出をせず他の医療機関を受診された場合には実費でご負担いただきますのでご注意ください。薬に関するご相談は必ず医師もしくは看護師へお願いします。

医療従事者ことに医師の過重労働が社会問題となり、労働環境の改善が求められています。これまで医師の診療業務は、生命を預かっているという職業倫理から、救急患者さんの受入や入院患者さんの急変があれば可能な限り終日対応してきました。一方、病院で働く医師も労働者であり、その健康保持は安全で安心な医療を提供するためにはならないものです。当院でも多くの医師が時間外勤務を行い、休日も取れない過重労働の状況に陥っています。医師にも休息は必要です。そのため、病院全体として業務負担の軽減についてこれまで以上に対策を行いたいと考えております。患者さんやご家族の皆様におかれましては、このような事情にご理解ご協力をたまわり、医療従事者の過重労働の軽減を実現できるようにご協力をお願い致します。

病状の説明や手術・検査等の説明を、可能な限り勤務時間内に終了できるようにご協力をお願いします

これまで病状や手術・検査などに関する説明は、患者さんやご家族の希望をお聞きし、勤務時間外であっても可能な限り対応させていただいておりました。そのため説明時間が夜間や休日等になることも多く、医療従事者の慢性的な超過勤務の一因となっていました。これを解消するため診療に関連する説明やご相談はなるべく勤務時間内に終了できるようにご協力をお願い致します。ただし、緊急の場合についてはこの限りではありません。

土日、祝日、平日夜間は当直医および診療科オンコール医師が、主治医に代わり対応します

当院では、患者さんの診療を主治医(担当医)と主治医の所属する診療科の医師がチームを組んで実施しています。したがって、土日、祝日および平日夜間の診療については、当直医や診療科オンコール医師が対応させていただきます。もちろん必要に応じて主治医(担当医)と連絡をとりながら、適切に診療を行いますのでご安心下さい。

当院では、臨床研修病院として指導医の監督下で初期臨床研修医(医師免許取得後1~2年目)も診療にあたります。

今後の医師養成のため皆様のご理解、ご協力をお願い致します。その他、看護師、医療技術者、事務など他の医療スタッフの研修・実習も当院では積極的に受け入れをしております。あわせて皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

ご相談や困ったときは

患者さんおよび、ご家族の方に安心して診療を受けていただくため、総合相談窓口を設置しております。医療ソーシャルワーカー(MSW)等がご相談に応じます。相談は無料です。お気軽にご利用ください。プライバシーを尊重し、ご相談による秘密は厳守いたします。

日時	月曜日～土曜日(祝祭日は除く) 8:30～12:00、13:30～16:30(土曜日は12:00まで)
場所	S棟1階(入院受付隣)
相談内容	医療についてわからないこと、気になったことなどご相談ください。問題解決の援助・助言をさせていただきます。苦情も承ります。 ● 医療上の疑問・不安、転院先の問題 ● 医師の説明への疑問・苦情、薬の不安 ● 医療費／福祉など制度利用に関する不安 ● 介護／仕事／社会復帰に関する障害・不安

個人情報について

- 個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、「個人情報保護基本方針」を定め確実な履行に努めます。
- 個人情報の利用目的はあらかじめ揭示等によってお知らせいたします。それ以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて同意をいただくことしております。同意しがたい事項やご希望がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出のないものに関しては同意があったもの、希望がないものとして取り扱わせていただきます。お申し出は、あとから撤回・変更等を行うことが可能です。
- 当院では医療安全のため病室の前に患者さんの名札を表示させていただいております。プライバシー等の理由で表示を希望されない方は担当看護師へお申し出ください。
- 当院では、患者さんの医療の向上を目的として、臨床研究等に患者さんの治療データや臨床検査に使用した検体の残り(残余検体)を使用させていただくことがあります。研究実施においては、当院で定める倫理指針や国のガイドライン等を遵守し、患者さんの個人情報が漏洩することのないよう管理を徹底いたします。研究へのご理解とご協力をよろしくごお願いいたします。
- 個人情報についてのお申し出、質問やお問い合わせはS棟1階「医療相談室」にご相談下さい。
- 患者さんや職員等のプライバシー・個人情報保護のため、当会敷地・建物内での無許可の撮影・録音等は禁止しています。不審な方を見かけましたら、当会スタッフまでお知らせください。
※撮影・録音する機器・方法や、撮影・録音される情報の形式(電子データ・フィルム・ストリーミング等を含む)を問いません。



基本理念

誠意を以って最善をつくす

基本方針

「逃げない」「諦めない」「見捨てない」
医療を提供する

当院では「患者の権利と意向を尊重する」という基本方針のもとに、以下のような「権利憲章」と「子ども患者権利憲章」を制定し、患者の権利を最大限に尊重して医療を行っております。これらの患者の権利についてご不明な点がございましたら、遠慮なくいつでも職員にお尋ねください。

権利憲章

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| ① 適切な医療と看護を受ける権利 | ⑤ セカンドオピニオンを求める権利と他の医療機関への情報提供を受ける権利 |
| ② 病気の診断と予後について説明を受ける権利 | ⑥ 院内で受けられるサービスについて知る権利 |
| ③ 治療と検査の内容について他の選択肢も含めて説明を受ける権利 | ⑦ プライバシーと秘密を守られる権利 |
| ④ 治療と検査を拒否する権利と拒否した場合の結果を知る権利 | ⑧ 人としての尊厳を保たれる権利 |

子ども患者権利憲章

あなたは、いつでもひとりの人間として大切にされ、あなたの成長や発達のこと(大人へと育っていくこと)をどのようなときにも一番に考えた医療(病気を治してもらおうこと)を受けることができます。皆さんが困っていることを治すために、あなたとあなたのご家族や病院の医師、看護師、医療のスタッフが、おたがいに力を合わせて取り組んでいきます。筑波記念病院では、このような考え方のもとにつくった「子ども患者権利憲章」(あなたのために、病院の人やあなたのご家族、そしてあなた自身も守る必要のある決まりごと)を大切に、あなたを助けるために全力をつくしていきます。

- | | |
|---|---|
| ① あなたは、どのような病気にかかったときでも、ほかの人と同じようによい医療を受けることができます。 | ⑧ あなたは、病気の治し方や薬が効くかどうかなどの研究への協力を頼まれたときには、十分な説明を受けて納得した場合には、協力するかどうかを自分で決めることができます。やめたい場合は、いつでもそれをやめることができます。決めるときに、わからないことや不安なことがあればいつでも、ご家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。 |
| ② あなたは、どのようなときでも、ひとりの人間として大切にされ、病院の人たちやご家族と力を合わせながら一番良い医療を受けることができます。 | ⑨ あなたの病気がよくなるように、あなたのからだや気持ちのことをできるだけわたくし病院の人たちに伝えてください。 |
| ③ あなたは、病気のことや病気を治していく方法を、あなたがわかることばや絵などを使って、病院の人に教えてもらうことができます。 | ⑩ あなたと周りにいる人みんなが気持ちよく過ごすために、病院で決まっているやくそくをまもってください。 |
| ④ あなたは、病気のことや病気を治す方法について、十分な説明を受けたいうえで、自分の考えや気持ちを病院の人やご家族に伝えることができます。 | ⑪ あなたとあなたのご家族のプライバシーは厳重に守られます。 |
| ⑤ あなたとご家族は、困った時に、ほかの病院の医師の意見(セカンドオピニオン)を参考にすることができます。 | |
| ⑥ あなたは、入院しているときでも、できるかぎりご家族と一緒に過ごすことができます。 | |
| ⑦ あなたは、入院しているときでも、勉強したり、遊んだりすることができます。 | |

※この権利憲章は、筑波記念病院の患者の権利憲章を基本に、小児医療の特性に配慮し、作られたものです。

病院概要

医療法人社団筑波記念会：理事長 小関 剛
医療法人社団筑波記念会 筑波記念病院：病院長 榎本強志

〒300-2622 茨城県つくば市要1187-299
TEL：029-864-1212 FAX：029-864-8135

ベッド数

487床
一般病床:387床(ICU8床 HCU12床 回復期リハビリテーション病棟52床)
療養病床(医療保険適用):100床(地域包括ケア49床)(回復期リハビリテーション病棟51床)

診療科目

- | | | | |
|----------|----------|--------------|---------------|
| ● 内科 | ● 外科 | ● 小児外科 | ● 放射線科 |
| ● 循環器内科 | ● 脳神経外科 | ● 婦人科 | ● 麻酔科 |
| ● 呼吸器内科 | ● 心臓血管外科 | ● 精神科 | ● 病理診断科 |
| ● 消化器内科 | ● 呼吸器外科 | ● 皮膚科 | ● 救急科 |
| ● 神経内科 | ● 消化器外科 | ● 眼科 | ● 美容皮膚科 |
| ● アレルギー科 | ● 整形外科 | ● 耳鼻咽喉科 | ● 糖尿病・内分泌代謝内科 |
| ● リウマチ科 | ● 形成外科 | ● 泌尿器科 | |
| ● 血液内科 | ● 小児科 | ● リハビリテーション科 | |

基準情報(抜粋)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ● 地域医療支援病院 | ● 生活保護法第49条規定医療機関 |
| ● DPC対象病院 | ● 難病医療協力病院 |
| ● 日本医療機能評価機構(一般病院2)認定 | ● 原子爆弾被爆者指定医療機関 |
| ● 第二次救急指定病院 | ● 自立支援医療機関(精神通院) |
| ● 臨床研修病院指定(基幹型) | ● 医療機関検診実施指定病院 |
| ● 茨城県指定地域リハ・ステーション | ● 入院時食事療養(I) |
| ● 労災保険二次健診等給付医療機関 | ● 災害拠点病院 |
| ● 特定疾患(一般・小児)治療研究機関 | ● DMAT |

memo



医療法人社団筑波記念会 筑波記念病院

〒300-2622 茨城県つくば市要 1187-299
TEL : 029-864-1212 FAX : 029-864-8135